

令和8年度女性農業経営者応援研修開催業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度女性農業経営者応援研修開催業務の契約予定者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度女性農業経営者応援研修開催業務

(2) 業務の内容

別紙「令和8年度女性農業経営者応援研修開催業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約の期間

契約締結の日から令和9年（2027年）2月15日まで

3 予定価格

1,317,000円（消費税および地方消費税を含む。）

4 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】 次の種目が希望営業種目のいずれかに登録されていること。

大分類：「役務」、中分類：「イベント」、「その他の役務の提供」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システム または 滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL：077-528-4314

5 説明会の日時、場所等

当業務にかかる説明会は開催しない。

6 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(3)の書類（以下、企画提案書等という。）を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書 1部

別添（様式1）により提出すること。

(2) 業務全体の企画提案書

ア 企画提案書の形式は、A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とする。

イ 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて10頁以内とする（表紙は除く）。

ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

エ 企画提案書には、次の内容を記載すること。

(ア) 企画内容の骨子

(イ) 具体的な内容（『女性が変えるみらいの農業推進事業』におけるリーダー育成研修会、意識を変えるセミナーの開催時期・内容・参集予定者数・周知方法・参加者の募集方法など）

(ウ) 事業実施スケジュール

(エ) 業務執行体制

(オ) 類似事業の取組実績（有る場合のみ記載）

(3) 経費見積書

概算価格には、令和8年度女性農業経営者応援研修開催業務委託仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(4) 提出部数

企画提案書および概算価格の提出部数は、正本1部、副本6部とする。正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名、連絡先（電話番号）を記載すること。

なお、副本6部には、審査の公正を期すため、企画提案書には会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること。

(5) その他（該当する場合）

「社会政策面での取組」関係資料（登録や認証を受けている場合、各1部）

- ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ウ 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し
 - ①国際標準化機構が定めた規格 I S O14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

7 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問受付期限

令和 8 年（2026 年）7 月 16 日（木）12 時まで受け付ける。

(2) 質問方法

別添（様式 2）の「質問票」によりメールもしくは FAX で下記の 12 に示す問い合わせ先において受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送

付した事業者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

質問票で受け付けた質問を全てまとめて、以下の滋賀県ホームページの「お知らせ・注意」に令和8年（2026年）7月17日（金）を目途に掲載する。なお、回答に対する質問は受け付けない。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/>)

8 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和8年（2026年）7月23日（木） 17時まで ※必着

(2) 提出方法

下記「12 書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日・日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。郵送の場合は、差し出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とすること。なお、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

9 審査

(1) 審査方法

提出のあった企画提案書等について、書類審査およびプレゼンテーション審査会において、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課が設定した基準に基づいて公平かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を1者選定する。

ア 書類審査

提出されたすべての提案について、4に掲げる参加資格について確認を行うとともに、6に掲げる提出書類の規定への適合について確認を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

上記の結果、審査会対象事業者が6事業者を超える場合は、当課の審査員4名により、プレゼンテーション審査会の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に6事業者までをプレゼンテーション審査会の参加候補（以下、「参加候補者」という。）とする。

イ プレゼンテーション審査会

(ア) 設置、日時および場所（予定）について

設 置：当課および関係課他の委員3名をもって設置する。

期 日：令和8年（2026年）7月28日（火）午後

場所等：参加候補者には、別途、時間と場所を連絡する。

(イ) 審査基準

各審査委員は、下表の審査内容の各項目①～⑤および⑦について、「5・4・3・2・1」の5段階の絶対評価で評価し、下表重みづけを乗じて点数をつける（5：特に優れている、4：優れている、3：ふつう、2：やや優れていない、1：優れていない）。

次表の⑥、⑧、⑨の審査項目については、重みづけを乗じず、認定・実施によって配点の点数を計上する。

「5」の評価は、各審査項目について最も優れている企画提案書等にのみつけることができるものとする。いずれかの審査項目において、半数を超える審査委員が「1」の判定をした企画提案書等については、不採択とする。

審査員の採点および項目⑧、⑨の加点分を集計し、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。なお、集計が同点の場合は、委員長の審査結果が上位の者を上位とする。

番号	評価項目	審査の視点	重みづけ	配点
①	事業目的	本業務の目的を十分に理解した企画内容が提案されているか。	× 2	10
②	企画内容	企画内容や手法等が優れているか。	× 5	25
③	周知方法	事業目的と合致した参加者を募るための工夫がなされているか。	× 3	15
④	実施体制	事業を遂行するための十分な体制、能力を有しているか。	× 3	15
⑤	実現可能性	全体のスケジュールが無理のない具体的な内容なのか	× 3	15
⑥	業務実績	類似事業の取組実績があるか	× 1	5
⑦	見積価格	経費節減を意識した見積金額が提示されているか <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の 80%未満…………… 5点 ・ 予定価格の 80%以上 85%未満…………… 4点 ・ 予定価格の 85%以上 90%未満…………… 3点 ・ 予定価格の 90%以上 95%未満…………… 2点 ・ 予定価格の 95%以上 100%以下 …………… 1点 	× 3	15
⑧	地域要件	県内に本社を有する事業者かどうか。	—	1
⑨	社会政策 推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。	—	1
		次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	—	1
		高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	—	1

	<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。</p> <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。</p> <p>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</p>	—	1
	<p>「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</p>	—	1
	<p>環境マネジメントシステムのうち次のいずれかの登録・認証を受けているか</p> <p>① 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証</p> <p>② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>③ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	—	1
合計			107

(2) 審査結果の通知

書類審査およびプレゼンテーション審査会での審査結果は、企画提案書の提出があった事業者全員に文書で通知する。

(3) 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容をもとに、滋賀県と業務内容について詳細な協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費等について審査会で提案された条件を追加することや、変更する場合があるので十分に留意されたい。

なお、協議が整わない場合は、審査会で次点の者と同様の手続きを行う場合がある。

(4) その他

契約予定者に選定されなかった提案書は、通知を受けた日から起算して5日以内（土日を除く執務日）に書面（任意の様式）により、「12 問い合わせ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内（土日を除く執務日）に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (3) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (7) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに監督職員に報告を行うものとする。
- (9) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- (10) 委託料の支払は、精算払いとする。

12 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課（担当：北川、松浦）

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL:077-528-3847 FAX:077-528-4882 E-mail:fukyuu@pref.shiga.lg.jp